

重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料化に関する意見書

重度心身障がい者には、持病や障がいに伴う症状により、継続的な通院、検査、服薬を必要とする人が少なくありません。

山梨県の重度心身障害者医療費助成制度では、医療費は後から助成されるものの、受診時には窓口で自己負担額をいったん支払う必要があります。助成までにはおおむね2～3か月を要するため、通院が重なった場合などには本人や家族の経済的負担となり、受診控えや治療中断につながるものが懸念されます。

山梨県は令和8年4月から「重度心身障害者医療費後払いモデル事業」を開始しましたが、事前申込みが必要であり、対象も一部の医療機関・薬局の外来診療に限られています。

一方、地方公共団体が現物給付方式による窓口無料化を実施した場合、国民健康保険の国庫負担金等が減額される措置があり、山梨県もこの影響などから平成26年11月に窓口無料方式を廃止しました。

重度心身障がい者は継続的な治療を必要とする場合が多く、受診件数の増加だけで制度の影響を判断するのではなく、受診控えの解消や早期受診による重症化予防の効果も考慮する必要があります。また、障害者基本法及び障害者権利条約の趣旨からも、障がいのある人が経済的な理由によって必要な医療をためらうことのない環境を整えることが重要です。

国は、こどもの医療費助成については令和6年度から国民健康保険の減額調整措置を廃止しています。重度心身障がい者についても、住む地域や経済状況にかかわらず必要な医療を安心して受けられるよう、地方公共団体による窓口無料化を可能とする制度及び財政面での環境整備が必要です。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. 重度心身障がい者が、医療機関及び薬局の窓口で医療費を一時的に立て替えることなく必要な医療を受けられるよう、地方公共団体による重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料化を推進すること。
1. 地方公共団体が重度心身障害者医療費助成について現物給付方式（窓口無料化）を採用したことを理由とする国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を廃止し、窓口無料化に必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月2日

山梨県甲斐市議会議長 小澤 重則

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣